

地域で活躍！
頑張っています！

県内で活躍中の防犯団体の方々を紹介します。

中央市の夜の番人！ 「中央市消防協力会」

平成22年度 山梨県安全・安心なまちづくり
表彰を受賞しました!!

中央市消防協力会は、平成15年、当時の田富町消防団の方々が、消防団の退団をきっかけに消防団の協力をしようと立ち上げた組織です。そして、平成16年に消防協力活動以外にも何かしようと考えていたところ、自主防犯ボランティア研修が開催されることを知り、同研修を受けた結果、地域における犯罪を少しでも減らそうと防犯活動を行うことを決めました。日中は仕事をしているので、夜間、車両に乗車して公園や駅、学校のグラウンドなど防犯パトロールしていました。現在は、パトロールを効果的に行うため、また、警察署からの協力依頼もあり、青色回転灯を装着した車両を使用して防犯パトロール活動をしています。



基本的には、27名の方が、当番制で週1回のパトロールを行っています。最近、女性を狙った卑劣な犯罪が発生したり、山梨県警察から発信している「ふじ君安心メール」や小中学校からの安全メールなどで子どもへの声かけ事案の発生が知らされるなど、子どもや女性を狙った犯罪が増加傾向にあるため、週2回防犯パトロールを実施しています。



同会の鷹野会長は、「活動を継続し、市民の方に活動を見てもらうことで安心感を与えることができる。安心メールを参考に効果的な防犯パトロールに心がけている。」と語りました。

消防団で培った防災のノウハウは、事件、事故、火災などの有事の際に生きてくるので、市民の方にとって、とても心強い方達が防犯活動をしていると感じました。また、中央市消防協力会では、会員を募集しているそうです。中央市の消防団を退団した方でやる気のある方は是非参加して下さい！

参加のお問い合わせは中央市総務課行政担当
055-274-8511までお願いします。

いずみパトロールボランティアの会

平成22年度 山梨県安全・安心なまちづくり
表彰を受賞しました!!



北杜市大泉町で元気に活動している「いずみパトロールボランティアの会」をご紹介します。いずみパトロールボランティアの会は、平成18年4月に発足し、大泉町の行政区11区から募ったボランティア23名が参加し、子どもの見守り活動や犯罪未然防止のため車両でのパトロールなどを積極的に行っています。

北杜市大泉町は活動区域が広く、町内の地域間で標高差がある上、平坦な地域もあれば、山間の地域があるため、それぞれの地域の特性に応じた活動方法をとっています。

甲斐大泉駅周辺の地域では、標高も高く、坂道も多いので、車に防犯スッテカーを貼付して、買い物に出掛ける時や子どもの下校時間帯などに防犯・防災に意識しながらパトロールを行っています。一方、平坦な地域では、バスを利用する子ども達の交通誘導をしながら、子ども達をバスに乗せたり、バス停で待っていてお迎えをしたりしています。

甲斐大泉駅周辺で活動している同会の中島さんは、「私の活動している地域は、山間の地域で、別荘も多く、季節によって人口の変動が激しいです。地域の特性や慣習をこえて、地域に入って、地域とのつながりを持ってもらうきっかけの一つとして、防犯パトロールをしています。私の持っている特技を生かして出来る時に出来る活動をしているので苦になりません。」と笑顔で語りました。また、泉小学校近くで活動している同会の吉竹さんは、「子ども達にはマナーを教えています。教える際は、やれやれと言うのではなく、自主的に行った子どもを褒めると、褒められた子を見習って他の子どもが行動するようになります。長い間活動しているので子ども達と信頼関係も生まれ、お礼の手紙をもらうこともあります。」とうれしそうに語りました。

同会の活動範囲は広いので、無理なく出来る時に出来る活動をしていただき、息の長い活動を続けてもらいたいと思いました。また、活動をとおして大泉町に暮らす人たちが少しでも防犯意識や防災意識を高めてもらいたいと思いました。



シリーズ 暴力団追放!!

～暴力的要求行為について～

暴力団は、凶悪事件や対立抗争事件を敢行して県民の平穏な生活を乱しているだけでなく、覚せい剤等の薬物密売、事業者・商店・飲食店等からみかじめ料などと称して不当にお金を集め、または、自分が暴力団であることを隠して一般社会に紛れて合法・非合法の資金獲得活動を繰り返すなど、県民の皆様の「安全・安心な生活」に不安を与える要因の一つとなっています。

シリーズ1回目の今回は、暴力的要求行為について説明します。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」)第9条では、指定暴力団員に対して「暴力的要求行為」として21項目の禁止事項を定め、暴力的要求行為を行った場合は、暴力団対策法に基づき、「中止命令」や「再発防止命令」が出され、これらの命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金という罰則が定められています。

指定暴力団員から、次のような暴力的要求行為を受けた場合は、言いなりや泣き寝入りすることなく、迷わず警察や山梨県暴力追放運動推進センターへ通報しましょう。(16～21は、行政、特殊法人等を対象にした要求行為なので、今回は省いています。)

①口止め料を要求する行為

企業や団体の不正な経営内容や異性問題のスキャンダルなど一般の人に知られていない事実を公にしないことの見返りに口止め料として金品等を要求することです。

②寄付金・賛助金等を要求する行為

個人や企業に対し、不当に寄付金、賛助金、義援金等として金品などを要求することです。

③下請工事、資材の納入等を要求する行為

土木、建設の工事等の請負業務に関連して、その発注(受)者が拒否しているのに工事の全部または一部の受注や資材の納入等の受入れを要求することです。

④縄張り内の営業者に「あいさつ料」等を要求する行為

風俗店や飲食店に対し、縄張り内でその営業を認めるかわりに、あいさつ料、みかじめ料として金品を要求することです。

⑤縄張り内の営業者に用心棒代、入場券等の購入等を要求する行為

風俗店や飲食店に対し、用心棒代の要求やしめ縄、植木、パーティー券等の購入、おしぼりなどのリースの受入などを要求することです。

⑥高金利の債権を取り立てる行為

利息制限法に定められている限度額を超える利息をつけて債務の履行を要求することです。

⑦不当な方法で債権を取り立てる行為

人から依頼を受け、報酬を得て、または報酬を得る約束をして、債務者に対し、乱暴な言動や迷惑を覚えさせるような訪問をしたり、電話をかけるなどして債権を不当に取立てることです。

⑧借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為

「ヤクザに金を払わせるのか」、「集金人が気に入らない」など理由をあげ、または理由もあげないで、家賃・飲食代などを支払わなかったり、支払いを延ばすことを要求することです。

⑨不当な貸付けや手形の割引を要求する行為

金銭貸付業者以外の者に対して、金銭の貸付けを要求したり金銭貸付業者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、通常より有利な条件で金銭貸付や手形割引等を要求することです。

⑩証券会社に対して、不当な信用取引を要求する行為

証券会社に対して、その者が拒絶しているのに、有価証券の信用取引を要求したり、通常より有利な条件で信用取引を要求することです。

⑪株式会社に対して、不当な株式の買取り等を要求する行為

株式会社またはその子会社に対して、その株式会社の株式の買取りやあっせんを要求したり、会社役員や株主に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、通常より有利な条件でその株式会社の株式の買取り等を要求することです。

⑫不当な地上げをする行為

正当な権原に基づいて建物又はその敷地を使用している者に対し、その意思に反して、これらの明渡しを要求することです。

⑬土地、建物を占拠するなど不当に明渡し料を要求する行為

土地、建物を占拠したり、自己の氏名などを表示したり(支配の誇示)して、所有者、担保権者等が拒絶しているにもかかわらず、支配の誇示をやめることの見返りとして明渡し料などを要求することです。

⑭交通事故等の示談に介入して金品等を要求する行為

依頼を受け、報酬を得て又は報酬を得る約束をして、交通事故等の示談交渉を行い、損害賠償として金品等を要求することです。

⑮商品の欠陥等を口実に損害賠償等を要求したり、購入した有価証券に因縁をつけ損失補てんを要求する行為

買った商品、受けたサービスの欠陥等を口実に損害賠償等の名目で、あるいは有価証券の売買で損害を被ったと因縁を付けて損失補てんを要求することです。



山梨県警察本部 055-235-2121 (代表)

(公財)山梨県暴力追放運動推進センター 055-227-5420